

(第56号議案)

## 中野区特別区税条例等の一部を改正する条例(案)の概要

地方税法の改正に伴い、中野区特別区税条例(以下「条例」という。)を次のように改正する。

### 1 特別区たばこ税に関する改正

#### (1) 税率の引上げ

税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げる。

	実施時期	税率(1,000本当たり)	増額
	現行	5,262円	-
改正後	平成30年10月1日	5,692円	430円
	平成32年10月1日	6,122円	430円
	平成33年10月1日	6,552円	430円

<平成30年10月1日施行。以降、段階的に実施>

【条例第49条の2】

#### (2) 加熱式たばこの課税方式の見直し

##### ア 加熱式たばこの課税区分の創設

喫煙用の製造たばこの区分として、新たに「加熱式たばこ」の区分を創設する。

##### イ 紙巻きたばこへの換算方法等の見直し

加熱式たばこの課税標準は、次の(ア)及び(イ)によって換算した紙巻たばこの本数の合計本数とする。

(ア) 加熱式たばこの重量に基づく換算方法に用いる重量は、フィルターその他の一定の物品の重量を含まない重量とし、当該重量0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する。

(イ) 加熱式たばこの小売価格に基づく換算方法を導入し、紙巻たばこ1本の平均小売価格をもって、加熱式たばこの小売価格を紙巻たばこの0.5本に換算する。

上記による改正は、平成30年10月1日から実施するが、激変緩和の観点から、次のとおり経過措置を講ずる。経過措置は、現行の換算方法により計算した紙巻たばこ本数及び改正後の換算方法により計算した紙巻たばこ本数に、それぞれ一定の率を乗じて計算した本数の合計とする。

実施時期		紙巻きたばこへの換算方法
現 行		現行の換算方法×1.0
改 正 後	平成30年10月1日	現行の換算方法×0.8 + 新換算方法×0.2
	平成31年10月1日	現行の換算方法×0.6 + 新換算方法×0.4
	平成32年10月1日	現行の換算方法×0.4 + 新換算方法×0.6
	平成33年10月1日	現行の換算方法×0.2 + 新換算方法×0.8
	平成34年10月1日	新換算方法×1.0

＜平成30年10月1日施行。以降、段階的に実施＞  
【条例第47条から第49条】

### (3) 旧3級品製造たばこの税率変更期日の延期

平成31年4月1日に実施予定の税率の変更(1,000本当たり現行4,000円から5,692円に引上げ)を平成31年10月1日に延期する。

※旧3級品

専売納付金制度下(平成元年にたばこ税に改正)において、3級品とされていた紙巻たばこをいう(エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット及びうるまの6銘柄)。

＜平成30年10月1日施行＞  
【平成27年改正条例附則第4条】

### (4) 手持品課税の実施

小売販売業者等が旧税率で仕入れた製造たばこを新税率引上げ後の価格で販売することによる不当利得防止のため実施する。

なお、区内小売販売業者等を対象として、平成30年9月に手持品課税に係る説明会を中野税務署、中野都税事務所と合同で開催する。

＜平成30年10月1日施行。以降、税率引上げの都度実施＞  
【改正条例附則第5条、第7条、第9条】

## 2 軽自動車税に関する改正

### (1) 環境性能割の創設

消費税10%引上げ時(平成31年10月1日)に自動車取得税を廃止し、車両取得時に環境性能に応じて税率が決定される環境性能割(区市町村税)を創設する。

#### ア 納税義務者

新車・中古車を問わず3輪以上の軽自動車の取得者

#### イ 課税標準

3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として算定した金額

## ウ 税率

- (ア) 軽自動車税環境性能割の税率は、軽自動車の取得価格の2%が上限。燃費基準達成度等に応じて決定する（非課税、0.5%、1%、2%の4段階）。
- (イ) 税率を決定する燃費基準達成度等は2年毎に見直す。

区分		税率	
		自家用	営業用
電気自動車等			
ガソリン車 ハイブリッド車	平成17年排出ガス基準75%低減達成＋ 平成32年度燃費基準110%達成	非課税	非課税
	平成17年排出ガス基準75%低減達成＋ 平成32年度燃費基準達成	1%	0.5%
	平成17年排出ガス基準75%低減達成＋ 平成27年度燃費基準110%達成	2%	1%
上記以外のもの		2%	2%

## エ 賦課徴収

当分の間、東京都が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収を行い、区市町村に払い込む（別途徴収取扱費として税金の5%を東京都へ交付する）。

## オ 減免

東京都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして区長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

## (2) 現行の軽自動車税の取扱い

環境性能割の創設に伴い、従前の軽自動車税を「種別割」とする。

＜平成31年10月1日施行＞

【条例第37条から第46条の2、付則第5条の2から第5条の6】

## 3 特別区民税に関する改正

### (1) 年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直し

公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が配偶者特別控除を受けようとする場合、公的年金等支払報告書に源泉控除対象配偶者の有無及び所得の見積額が記載されることにより、申告書の提出を不要とする。

＜平成31年1月1日施行＞

【条例第23条】

(2) 調整控除の見直し

前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については、基礎控除の見直しに伴い、調整控除を適用しない。

<平成33年1月1日施行>

【条例第19条】

(第56号議案)

第1条による改正

中野区特別区税条例(昭和39年中野区条例第58号)新旧対照表

改正案	改正前
<p>目次 (略)</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 特別区民税</p> <p>第9条～第22条 (略)</p> <p>(区民税の申告)</p> <p>第23条 第9条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第3号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第20条の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第10条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を区長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 特別区民税</p> <p>第9条～第22条 (略)</p> <p>(区民税の申告)</p> <p>第23条 第9条第1号の者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第20条の規定によつて控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第10条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定によつて申告書を区長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配</p>

者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）は、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。

3 （略）

4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者（第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。

5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を区長に提出することができる。

6 区長は、区民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第9条第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

7 第9条第2号に掲げる者は、3月15日までに、賦課期日現在において、区内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他区長が必要と認める事項を申告しなければならない。

第24条 （略）

第25条～第35条の2 （略）

（特別徴収義務者）

第35条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（次条第1項において「年金保険者」という。）とす

偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）は、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。

3 （略）

4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者（第1項又は前項の規定によつて第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。

5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定によつて第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合においては、3月15日までに、第1項の申告書を区長に提出することができる。

6 区長は、区民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第9条第1号の者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

7 第9条第2号の者は、3月15日までに、賦課期日現在において、区内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他区長が必要と認める事項を申告しなければならない。

第24条 （略）

第25条～第35条の2 （略）

（特別徴収義務者）

第35条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（以下この節において「年金保険者」という。）とす

る。

第35条の4 (略)

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第35条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合には、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の区民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第32条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額をいう。次条第2項において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収する。

2 (略)

3 第35条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第35条の3中「前条第1項」とあるのは「第35条の5第1項」と、「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

第35条の6・第36条 (略)

第2節・第3節 (略)

第4節 特別区たばこ税

る。

第35条の4 (略)

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第35条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合において、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の区民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第32条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収した場合において、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額をいう。以下この節において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収する。

2 (略)

3 第35条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第35条の3中「前条第1項」とあるのは「第35条の5第1項」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

第35条の6・第36条 (略)

第2節・第3節 (略)

第4節 特別区たばこ税

(製造たばこの区分)

第47条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

イ 紙巻たばこ

ロ 葉巻たばこ

ハ パイプたばこ

ニ 刻みたばこ

ホ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

(特別区たばこ税の納税義務者等)

第47条の2 特別区たばこ税（以下「たばこ税」という。）は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者（以下この節において「卸売販売業者等」という。）が製造たばこを区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡す場合（当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合には、その卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡すときを除く。）において、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。

2 たばこ税は、前項に規定する場合のほか、卸売販売業者等が製造たばこにつき、卸売販売業者等及び小売販売業者以外の者（以下この節において「消費者等」という。）に売渡しをし、又は消費その他の処分（以下この節において「消費等」という。）をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対し、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこを直接管理する事務所又は事業所が区の区域内に所在する卸売販売業者等に課する。

第48条 (略)

(製造たばことみなす場合)

第48条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の

(特別区たばこ税の納税義務者等)

第47条 特別区たばこ税（以下「たばこ税」という。）は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者（以下この節において「卸売販売業者等」という。）が製造たばこを区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡す場合（当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合において、その卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡すときを除く。）において、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。

2 たばこ税は、前項に規定する場合のほか、卸売販売業者等が製造たばこにつき、卸売販売業者等及び小売販売業者以外の者（以下この節において「消費者等」という。）に売渡しをし、又は消費その他の処分（以下この節において「消費等」という。）をする場合においては、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対し、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこを直接管理する事務所又は事業所が区の区域内に所在する卸売販売業者等に課する。

第48条 (略)



物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずるものとして施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しが行されたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばこことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

第49条 たばこ税の課税標準は、第47条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等 (以下この条及び第49条の3の3において「売渡し等」という。)に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこ (加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。

区分	重量
1 喫煙用の製造たばこ	
イ <u>葉巻たばこ</u>	1グラム
ロ <u>パイプたばこ</u>	1グラム
ハ 刻みたばこ	2グラム
2 かみ用の製造たばこ	2グラム
3 かぎ用の製造たばこ	2グラム

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ (特定加熱式たばこ喫煙用具を

(たばこ税の課税標準)

第49条 たばこ税の課税標準は、第47条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこの本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める重量をもつて喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。

区分	重量
1 喫煙用の製造たばこ	
イ <u>パイプたばこ</u>	1グラム
ロ <u>葉巻たばこ</u>	1グラム
ハ 刻みたばこ	2グラム
2 かみ用の製造たばこ	2グラム
3 かぎ用の製造たばこ	2グラム

除く。)の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本のコストに相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

イ 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

ロ イに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第47条各号に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を本数に換算する場合の計算は、第47条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号イ又はロに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号イ又はロに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号イに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

(たばこ税の税率)

第49条の2 たばこ税の税率は、1,000本につき5,692円とする。

(たばこ税の課税免除)

第49条の3 (略)

2 前項の規定は、卸売販売業者等が区長に施行規則第16条の2の3に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。

3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造

4 前項の計算に関し、製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(たばこ税の税率)

第49条の2 たばこ税の税率は、1,000本につき5,262円とする。

(たばこ税の課税免除)

第49条の3 (略)

2 前項の規定は、卸売販売業者等が区長に施行規則第16条の2の3に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。

3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造

たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第47条の2の規定を適用する。

第49条の3の2 (略)

(たばこ税の申告納付の手続)

第49条の3の3 前条の規定によりたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第49条の3第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を区長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第49条の3第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2 法第473条第2項の規定による総務大臣の指定を受けた卸売販売業者等が申告納税者である場合には、前項の規定により次の表の左欄に掲げる月に提出すべき申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる月に同項の規定により提出すべき申告書の提出期限と同一の期限とする。この場合において、この項の規定による申告書は、施行規則第34号の2の2様式によらなければならない。

1月及び2月	3月
4月及び5月	6月
7月及び8月	9月

たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第47条の規定を適用する。

第49条の3の2 (略)

(たばこ税の申告納付の手続)

第49条の3の3 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における第47条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第49条の3第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を区長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第49条の3第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2 法第473条第2項の規定による総務大臣の指定を受けた卸売販売業者等が申告納税者である場合には、前項の規定によつて次の表の左欄に掲げる月に提出すべき申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる月に同項の規定によつて提出すべき申告書の提出期限と同一の期限とする。この場合において、この項の規定による申告書は、施行規則第34号の2の2様式によらなければならない。

1月及び2月	3月
4月及び5月	6月
7月及び8月	9月

10月及び11月	12月	10月及び11月	12月
3～5 (略)		3～5 (略)	
第49条の3の4～第49条の5 (略)		第49条の3の4～第49条の5 (略)	
第5節・第6節 (略)		第5節・第6節 (略)	
第3章 (略)		第3章 (略)	
付則		付則	
第1条～第10条 (略)		第1条～第10条 (略)	
(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)		(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)	
第11条 (略)		第11条 (略)	
2 (略)		2 (略)	
3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から <u>第37条の6</u> まで、 <u>第37条の8</u> 又は <u>第37条の9</u> の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。		3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から <u>第37条の7</u> まで、 <u>第37条の9の4</u> 又は <u>第37条の9の5</u> の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。	
第11条の2～第16条 (略)		第11条の2～第16条 (略)	

第2条による改正

中野区特別区税条例（昭和39年中野区条例第58号）新旧対照表

改正案	改正前
<p>目次（略）</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節・第2節（略）</p> <p>第3節 軽自動車税</p> <p>（軽自動車税の納税義務者等）</p> <p>第37条 軽自動車税は、<u>3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等（法第442条第3号に規定する軽自動車等をいう。以下同じ。）に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</u></p> <p>3 <u>軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。</u>  <u>（軽自動車税のみならず課税）</u></p> <p>第37条の2 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>3 <u>法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第5項に規定す</u></p>	<p>目次（略）</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節・第2節（略）</p> <p>第3節 軽自動車税</p> <p>（軽自動車税の納税義務者等）</p> <p>第37条 軽自動車税は、<u>原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課する。</u></p> <p>2 <u>軽自動車等の売買があつた場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。</u></p> <p>3 <u>軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によつて軽自動車税を課することができない者である場合においては、その使用者に課する。ただし、公用または公共の用に供するものについては、これを課さない。</u></p>

る運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第44条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第37条の3 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

- (1) 救急用のもの
- (2) 巡回診療の用に供するもの
- (3) 患者輸送の用に供するもの
- (4) 血液事業の用に供するもの
- (5) 救護資材の運搬の用に供するもの
- (6) 前各号に掲げる軽自動車等に類するもので、  
区長が必要と認めるもの  
(環境性能割の課税標準)

第37条の4 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第37条の5 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの100分の3  
(環境性能割の徴収の方法)

第37条の6 環境性能割は、申告納付の方法によつて徴収する。

(環境性能割の申告納付)

第37条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を区長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を区長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第37条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、区長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発した日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第37条の9 区長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第46条の2第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の課税免除)

第38条 次に掲げる軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

(1)・(2) (略)

(3) 原動機付自転車又は小型特殊自動車を製造し、又は販売する者が車体試験のため規則で定

(軽自動車税の課税免除)

第38条 次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

(1)・(2) (略)

(3) 原動機付自転車及び小型特殊自動車を製造または販売する者が車体試験のため規則で定める



める標識を表示して使用するもの

(種別割の税率)

第39条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

イ 軽自動車

(イ) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

(ロ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ハ) 4輪以上のもの

(i) 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

(ii) 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

(iii) 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

ロ 小型特殊自動車

(イ) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(ロ) その他のもの 年額 5,900円

(3) (略)

2 軽自動車等の使用に対して課する種別割の税率は、前項の規定にかかわらず、同項各号に規定する税率の7割に相当する額とする。

(種別割の賦課期日及び納期)

第40条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。

第41条 (略)

(種別割の徴収の方法)

第42条 種別割は、普通徴収の方法によつて徴収する。ただし、区長が必要と認めるときは、証紙により徴収することができる。

(種別割に関する申告又は報告)

第43条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車又

標識を表示して使用するもの

(軽自動車税の税率)

第39条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

イ 軽自動車

2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

ロ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円

(3) (略)

2 軽自動車等の使用に対して課する軽自動車税の税率は、前項の規定にかかわらず、同項各号に規定する税率の7割に相当する額とする。

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第40条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。

第41条 (略)

(軽自動車税の徴収の方法)

第42条 軽自動車税は、普通徴収の方法によつて徴収する。ただし、区長が必要と認めるときは、証紙により徴収することができる。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第43条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下本節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車

は2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書及びその者の住所を証明すべき書類を、原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書及びその者の住所を証明すべき書類を区長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合には、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車又は2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書を、原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を区長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車又は2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書を、原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を区長に提出しなければならない。

4 第37条の2第1項に規定する軽自動車等の売主は、区長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該請求があつた日から15日以内に次に掲げる事項を記載した報告書を区長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第44条 軽自動車等の所有者等又は第37条の2第1項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなく申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2・3 (略)

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を区長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を区長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を区長に提出しなければならない。

4 第37条第2項に規定する軽自動車等の売主は、区長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該請求があつた日から15日以内に次の各号に掲げる事項を記載した報告書を区長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第44条 軽自動車等の所有者等又は第37条第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなく申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2・3 (略)

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第45条 (略)

2 法第445条、第37条の3若しくは第38条第1号又は第37条第3項ただし書の規定により種別割を課されない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者は、その主たる定置場が、区内に所在することとなつたときは、その事実が発生した日から15日以内に、区長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条、第37条の3若しくは第38条第1号又は第37条第3項ただし書の規定により種別割を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者についても、また同様とする。

3 第38条第3号の規定により車体試験のため原動機付自転車又は小型特殊自動車を使用しようとする者は、区長に対し、試乗用標識交付申請書を提出してその車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。

4 (略)

5 区長は、第1項又は第2項の規定により交付を受けた標識について必要があると認めるときは、規則に定めるところにより、標識の更新を行うことができる。

6 区長は、前各項の規定により標識を交付する場合には、その標識に表示する標識番号を指定するとともに、併せて、その旨を記載した証明書を交付するものとする。

7 第1項、第2項又は第5項の規定により交付を受けた標識は、次項又は第9項の規定により返納するまでの間は、区長の指示に従い、これを当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の車体の見やすい箇所に常に取り付けていなければならない。

8 (略)

9 第2項又は第5項の標識及び第6項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が区内に所在しなくなつたとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有しないこととなつたとき又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対し

第45条 (略)

2 法第443条若しくは第38条第1号又は第37条第3項ただし書の規定によつて軽自動車税を課されない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者は、その主たる定置場が、区内に所在することとなつたときは、その事実が発生した日から15日以内に、区長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が第38条第1号又は法第443条の規定によつて軽自動車税を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者についても、また同様とする。

3 第38条第3号の規定によつて車体試験のため原動機付自転車又は小型特殊自動車を使用しようとする者は、区長に対し、試乗用標識交付申請書を提出してその車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。

4 (略)

5 区長は、第1項又は第2項の規定により交付を受けた標識について必要があると認めるときは、規則の定めるところにより、標識の更新を行なうことができる。

6 区長は、前5項の規定により標識を交付する場合には、その標識に表示する標識番号を指定するとともに、あわせて、その旨を記載した証明書を交付するものとする。

7 第1項、第2項又は第5項の規定により交付を受けた標識は、第8項又は第9項の規定により返納するまでの間は、区長の指示に従い、これを当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の車体の見やすい箇所に常に取り付けていなければならない。

8 (略)

9 第2項又は第5項の標識及び第6項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が区内に所在しなくなつたとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有しないこととなつたとき若しくは当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して、

て種別割が課されることとなつたときは、その事実が発生した日から15日以内に、区長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

10 第3項の標識及び第6項の証明書の交付を受けた者は、規則に定めるところにより、その標識及び証明書を返納しなければならない。

11 第1項、第2項、第3項又は第5項の標識の交付を受けた者は、その標識を毀損し、若しくは亡失し、又は摩滅したときは、直ちに、その旨を区長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識の毀損又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として、200円を納めなければならない。

12 (略)

(種別割の減免)

第46条 区長は、種別割の納税者について次の各号のいずれかに該当する者であつて必要があると認めるものに対し、種別割を減免することができる。

(1)～(3) (略)

2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに規則で定める申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を区長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第46条の2 区長は、次に掲げる軽自動車等であつて必要があると認めるものに対しては、種別割を減免することができる。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成

軽自動車税が課されることとなつたときは、その事実が発生した日から15日以内に、区長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

10 第3項の標識及び第6項の証明書の交付を受けた者は、規則に定めるところにより、その標識及び証明書を返納しなければならない。

11 第1項、第2項、第3項又は第5項の標識の交付を受けた者は、その標識をき損し若しくは亡失し、又はま滅したときは、直ちに、その旨を区長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識のき損又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として、200円を納めなければならない。

12 (略)

(軽自動車税の減免)

第46条 区長は、軽自動車税の納税者について次の各号の一に該当する者であつて必要があると認める者に対し、軽自動車税を減免することができる。

(1)～(3) (略)

2 前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに規則で定める申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第46条の2 区長は、次に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成

される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)

(2) (略)

2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳(以下この項において「療育手帳等」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)~(6) (略)

3 第1項第2号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、当該軽自動車等の提示(区長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

(1)~(8) (略)

4 前条第3項の規定は、第1項の規定により種別割の減免を受けた者について準用する。

第4節 特別区たばこ税

第47条~第48条の2 (略)

される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもののうち、区長が必要と認めるもの(1台に限る。)

(2) (略)

2 前項第1号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳(以下この項において「療育手帳等」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)~(6) (略)

3 第1項第2号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、当該軽自動車等の提示(区長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

(1)~(8) (略)

第4節 特別区たばこ税

第47条~第48条の2 (略)

(たばこ税の課税標準)

第49条 (略)

2 (略)

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1)~(3) (略)

4~10 (略)

第49条の2~第49条の5 (略)

第5節・第6節 (略)

第3章 (略)

付則

第1条~第5条 (略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第5条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、東京都が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例)

第5条の3 当分の間、第37条の3の規定にかかわらず、東京都が法第148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして区長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

2 区長は、当分の間、第37条の9の規定にかかわらず、東京都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして区長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、東京都における自動車税の環境性能割の減免の例により、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第5条の4 第37条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「区長」とあるのは、「東京都知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

(たばこ税の課税標準)

第49条 (略)

2 (略)

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1)~(3) (略)

4~10 (略)

第49条の2~第49条の5 (略)

第5節・第6節 (略)

第3章 (略)

付則

第1条~第5条 (略)

第5条の5 区は、東京都が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として東京都に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第5条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第37条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第37条の5(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第6条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第44条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第39条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項第2号 イ(ロ)	3,900円	4,600円
第1項第2号 イ(ハ)(i)	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第1項第2号 イ(ハ)(ii)	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円
第2項	前項	前項(付則第6条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)

(軽自動車税の税率の特例)

第6条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第39条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項第2号 イ	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円
第2項	前項	前項(付則第6条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)

同項各号

前項各号

同項各号

前項各号

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第39条第1項第2号の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、同号イ中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3,900円	1,000円
6,900円	1,800円
10,800円	2,700円
3,800円	1,000円
5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）において同じ。）に対する第39条第1項第2号の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、同号イ中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3,900円	2,000円
6,900円	3,500円
10,800円	5,400円
3,800円	1,900円
5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第39条第1項第2号の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、同号イ中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3,900円	3,000円
6,900円	5,200円
10,800円	8,100円
3,800円	2,900円



5,000円

3,800円

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第39条第1項第2号の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、同号イ中第2項の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第39条第1項第2号の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、同号イ中第3項の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第39条第1項第2号の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、同号イ中第4項の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 第2項から前項までの規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

前項

前項（付則第6条第2項から第7項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同

第7条 削除

第8条～第16条 (略)

	じ。)
同項各号	前項各号

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第7条 区長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 区長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第40条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第43条及び第44条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第8条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（付則第7条第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

第8条～第16条 (略)

第3条による改正

中野区特別区税条例（昭和39年中野区条例第58号）新旧対照表

改正案	改正前
<p>目次（略）</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 特別区民税</p> <p>第9条（略）</p> <p>（区民税の非課税の範囲）</p> <p>第10条 次の各号のいずれかに該当する者（法の施行地に住所を有しない者を除く。）に対しては、区民税（第2号に該当する者にあつては、第36条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が<u>1,350,000円</u>を超える場合を除く。）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に<u>100,000円を加算した金額</u>（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に210,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>第11条～第18条（略）</p> <p>（調整控除）</p> <p>第19条 <u>前年の合計所得金額が25,000,000円以下である</u>所得割の納税義務者については、その者の前条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。</p> <p>(1) 当該納税義務者の前条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が2,000,000円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額イ 50,000円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 特別区民税</p> <p>第9条（略）</p> <p>（区民税の非課税の範囲）</p> <p>第10条 次の各号のいずれかに該当する者（法の施行地に住所を有しない者を除く。）に対しては、区民税（第2号に該当する者にあつては、第36条の2の規定によつて課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が<u>1,250,000円</u>を超える場合を除く。）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に210,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>第11条～第18条（略）</p> <p>（調整控除）</p> <p>第19条 所得割の納税義務者については、その者の前条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。</p> <p>(1) 当該納税義務者の前条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が2,000,000円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額イ 50,000円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者</p>

に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

ロ (略)

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が2,000,000円を超える場合 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額(当該金額が50,000円を下回る場合には、50,000円とする。)の100分の3に相当する金額

イ 50,000円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

ロ (略)

第20条～第36条 (略)

第2節・第3節 (略)

第4節 特別区たばこ税

第47条～第48条の2 (略)

(たばこ税の課税標準)

第49条 (略)

2 (略)

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税

に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

ロ (略)

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が2,000,000円を超える場合 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額(当該金額が50,000円を下回る場合には、50,000円とする。)の100分の3に相当する金額

イ 50,000円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

ロ (略)

第20条～第36条 (略)

第2節・第3節 (略)

第4節 特別区たばこ税

第47条～第48条の2 (略)

(たばこ税の課税標準)

第49条 (略)

2 (略)

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税

<p>の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>4～10 (略)</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第49条の2 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>6,122円</u> とする。</p> <p>第49条の3～第49条の5 (略)</p> <p>第5節・第6節 (略)</p> <p>第3章 (略)</p> <p>付 則</p> <p>第1条～第2条の2 (略)</p> <p>(区民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第2条の2の2 当分の間、区民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第15条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に <u>100,000円を加算した金額</u> (その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額) 以下である者に対しては、第9条の規定にかかわらず、区民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第3条～第16条 (略)</p>	<p>の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>4～10 (略)</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第49条の2 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>5,692円</u> とする。</p> <p>第49条の3～第49条の5 (略)</p> <p>第5節・第6節 (略)</p> <p>第3章 (略)</p> <p>付 則</p> <p>第1条～第2条の2 (略)</p> <p>(区民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第2条の2の2 当分の間、区民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第15条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額) 以下である者に対しては、第9条の規定にかかわらず、区民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第3条～第16条 (略)</p>
---	--

第4条による改正

中野区特別区税条例（昭和39年中野区条例第58号）新旧対照表

改正案	改正前
<p>目次（略）</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節～第3節（略）</p> <p>第4節 特別区たばこ税</p> <p>第47条～第48条の2（略）</p> <p>（たばこ税の課税標準）</p> <p>第49条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（<u>たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定するたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法</u></p> <p>イ（略）</p> <p>ロ イに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額</p> <p>4～10（略）</p> <p>（たばこ税の税率）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節～第3節（略）</p> <p>第4節 特別区たばこ税</p> <p>第47条～第48条の2（略）</p> <p>（たばこ税の課税標準）</p> <p>第49条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（<u>所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法</u></p> <p>イ（略）</p> <p>ロ イに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法<u>（昭和59年法律第72号）</u>第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額</p> <p>4～10（略）</p> <p>（たばこ税の税率）</p>

第49条の2 たばこ税の税率は、1,000本につき 6,552円 とする。

第49条の3～第49条の5 (略)

第5節・第6節 (略)

第3章 (略)

付則 (略)

第49条の2 たばこ税の税率は、1,000本につき 6,122円 とする。

第49条の3～第49条の5 (略)

第5節・第6節 (略)

第3章 (略)

付則 (略)

第5条による改正

中野区特別区税条例（昭和39年中野区条例第58号）新旧対照表

改正案	改正前
<p>目次（略）</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節～第3節（略）</p> <p>第4節 特別区たばこ税</p> <p>第47条～第48条（略）</p> <p>（製造たばこみなす場合）</p> <p>第48条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずるものとして施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばこみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</p> <p>（たばこ税の課税標準）</p> <p>第49条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節～第3節（略）</p> <p>第4節 特別区たばこ税</p> <p>第47条～第48条（略）</p> <p>（製造たばこみなす場合）</p> <p>第48条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずるものとして施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばこみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</p> <p>（たばこ税の課税標準）</p> <p>第49条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、<u>第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもつて紙巻たばこ</u></p>



<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第47条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5 <u>第3項第1号</u>に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 <u>第3項第2号</u>に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号イ又はロに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号イ又はロに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの<u>第3項第2号イ</u>に定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>9 (略)</p> <p>第49条の2～第49条の5 (略)</p>	<p><u>の1本に換算する方法</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は<u>前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合</u>における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第47条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5 <u>第3項第2号</u>に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 <u>第3項第3号</u>に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号イ又はロに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号イ又はロに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの<u>第3項第3号イ</u>に定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>9 <u>第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p>10 (略)</p> <p>第49条の2～第49条の5 (略)</p>
--	---

第5節・第6節 (略)  
第3章 (略)  
付則 (略)

第5節・第6節 (略)  
第3章 (略)  
付則 (略)

第6条による改正

中野区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成27年中野区条例第32号）新旧対照表

改正案	改正前
<p>第1条・第2条（略）</p> <p>附則</p> <p>第1条～第3条（略）</p> <p>（特別区たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る特別区たばこ税の税率は、<u>中野区特別区税条例第49条の2の規定にかかわらず</u>、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 平成30年4月1日から<u>平成31年9月30日</u>まで 1,000本につき4,000円</p> <p>3（略）</p> <p>4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（<u>中野区特別区税条例第47条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう</u>。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。こ</p>	<p>第1条・第2条（略）</p> <p>附則</p> <p>第1条～第3条（略）</p> <p>（特別区たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る特別区たばこ税の税率は、<u>新条例第49条の2の規定にかかわらず</u>、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 平成30年4月1日から<u>平成31年3月31日</u>まで 1,000本につき4,000円</p> <p>3（略）</p> <p>4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（<u>新条例第47条第1項に規定する卸売販売業者等をいう</u>。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における</p>

の場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1, 000本につき430円とする。

5～12 (略)

13 平成31年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1, 000本につき1, 692円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により特別区たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	<u>平成31年10月31日</u>
第6項	平成28年9月30日	<u>平成32年3月31日</u>
第7項の表以外の部分	第4項の前3項	第13項の同項及び前2

特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1, 000本につき430円とする。

5～12 (略)

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1, 000本につき1, 262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により特別区たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	<u>平成31年4月30日</u>
第6項	平成28年9月30日	<u>平成31年9月30日</u>
第7項の表以外の部分	第4項の前3項	第13項の同項及び前2

		項
第7項の表第49条の3の3第4項の項	附則第20条第4項各号	附則第20条第14項において準用する同条第4項各号
第7項の表第49条の3の3第5項の項	附則第4条第6項	附則第4条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第49条の3の6第1項の項	附則第4条第5項	附則第4条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第49条の4第2項の項	附則第4条第6項	附則第4条第14項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項

第5条 (略)

		項
第7項の表第49条の3の3第4項の項	附則第20条第4項各号	附則第20条第14項において準用する同条第4項各号
第7項の表第49条の3の3第5項の項	附則第4条第6項	附則第4条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第49条の3の6第1項の項	附則第4条第5項	附則第4条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第49条の4第2項の項	附則第4条第6項	附則第4条第14項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項

第5条 (略)

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次号から第8号までに掲げる規定以外の規定 公布の日
- (2) 第1条中第47条を第47条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、第48条の次に1条を加える改正規定並びに第49条から第49条の3まで及び第49条の3の3の改正規定並びに第6条並びに附則第4条及び第5条の規定 平成30年10月1日
- (3) 第1条中第23条第1項及び付則第11条第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (4) 第2条並びに附則第3条及び第10条の規定 平成31年10月1日
- (5) 第3条中第49条第3項及び第49条の2の改正規定並びに附則第6条及び第7条の規定 平成32年10月1日
- (6) 第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (7) 第4条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成33年10月1日
- (8) 第5条の規定 平成34年10月1日

### (区民税に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の中野区特別区税条例第23条第1項の規定は、平成31年度以後の年度分の区民税について適用し、平成30年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 前条第6号に掲げる規定による改正後の中野区特別区税条例第10条、第19条及び付則第2条の2の2の規定は、平成33年度以後の年度分の区民税について適用し、平成32年度分までの区民税については、なお従前の例による。

### (軽自動車税に関する経過措置)

第3条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の中野区特別区税条例（次項において「31年新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

### (特別区たばこ税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった特別区たばこ税については、なお従前の例による。

### (手持品課税に係る特別区たばこ税)

第5条 平成30年10月1日前に地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第7条第1項及び第9条第1項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（中野区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成27年中野区条例第32号）附則第4条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において同じ。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の中野区特別区税条例（第4項及び第5項において「30年新条例」という。）第47条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。附則第7条第1項及び第9条第1項において「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ

税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに区長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により特別区たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第8条、第49条の3の3第4項及び第5項、第49条の3の6並びに第49条の4の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第49条の3の3第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式
第49条の3の3第5項	第1項又は第2項	中野区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成30年中野区条例第 号。以下この節において「平成30年改正条例」という。）附則第5条第3項
第49条の3の6第1項	第49条の3の3第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第2項
	当該各項	同項
第49条の4第2項	法第473条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第3項

- 5 30年新条例第49条の3の4の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により特別区たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により特別区たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。
- （特別区たばこ税に関する経過措置）

第6条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった特別区たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る特別区たばこ税）

第7条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、

当該特別区たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第9条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年1月2日までに区長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により特別区たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の中野区特別区税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第8条、第49条の3の3第4項及び第5項、第49条の3の6並びに第49条の4の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第49条の3の3第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第49条の3の3第5項	第1項又は第2項	中野区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成30年中野区条例第 号。以下この節において「平成30年改正条例」という。）附則第7条第3項
第49条の3の6第1項	第49条の3の3第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第7条第2項
	当該各項	同項
第49条の4第2項	法第473条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第7条第3項

- 5 32年新条例第49条の3の4の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により特別区たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により特別区たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（特別区たばこ税に関する経過措置）

- 第8条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった特別区たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る特別区たばこ税）

- 第9条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。



- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年1月1日までに区長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により特別区たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、附則第1条第7号に掲げる規定による改正後の中野区特別区税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第8条、第49条の3の3第4項及び第5項、第49条の3の6並びに第49条の4の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第49条の3の3第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第49条の3の3第5項	第1項又は第2項	中野区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成30年中野区条例第 号。以下この節において「平成30年改正条例」という。）附則第9条第3項
第49条の3の6第1項	第49条の3の3第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
	当該各項	同項
第49条の4第2項	法第473条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項

- 5 33年新条例第49条の3の4の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により特別区たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により特別区たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（中野区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

- 第10条 中野区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成26年中野区条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「付則第6条第1項の規定」を「付則第6条の規定」に改め、同条の表中第39条第1項第2号イの項を次のように改める。

第39条第1項第2号イ(ロ)	3,900円	3,100円
第39条第1項第2号イ(ハ)(i)	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第39条第1項第2号イ(ハ)(ii)	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

附則第5条の表付則第6条第1項の項中「付則第6条第1項」を「付則第6条」に改め、同表付則第6条第1項の表第1項第2号イの項の項を次のように改める。

付則第6条の表第1項第2号イ(ロ)の項	3,900円	3,100円
付則第6条の表第1項第2号イ(ハ)(i)の項	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円

付則第6条の表第1項第2号イ(ハ)イの項	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

附則第5条の表付則第6条第1項の表第2項の項の項中「付則第6条第1項」を「付則第6条」に改める。

附則第10条による改正

中野区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成26年中野区条例第19号）新旧対照表

改正案			改正前		
第1条・第2条（略） 附則 第1条・第2条（略） （軽自動車税に関する経過措置） 第3条・第4条（略） 第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る中野区特別区税条例第39条及び付則第6条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			第1条・第2条（略） 附則 第1条・第2条（略） （軽自動車税に関する経過措置） 第3条・第4条（略） 第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る中野区特別区税条例第39条及び付則第6条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
<u>第39条第1項第2号イ</u> <sup>(ロ)</sup>	3,900円	3,100円	<u>第39条第1項第2号イ</u>	3,900円	3,100円
<u>第39条第1項第2号イ</u> <sup>(ハ)(i)</sup>	6,900円	5,500円		6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円		10,800円	7,200円
<u>第39条第1項第2号イ</u> <sup>(ハ)(ii)</sup>	3,800円	3,000円		3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円		5,000円	4,000円
第39条第2項	前項	中野区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成26年中野区条例第19号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第5条の規定により読み替えて適用される前項	第39条第2項	前項	中野区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成26年中野区条例第19号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第5条の規定により読み替えて適用される前項
<u>付則第6条</u>	第39条	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される	<u>付則第6条第1項</u>	第39条	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される

		第39条
付則第6条の表第1項第2号イ(ロ)の項	3,900円	3,100円
付則第6条の表第1項第2号イ(ハ)イの項	6,900円 10,800円	5,500円 7,200円
付則第6条の表第1項第2号イ(ハ)イの項	3,800円 5,000円	3,000円 4,000円
付則第6条の表第2項の項	付則第6条	同条の規定により読み替えて適用される付則第6条
	前項各号	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される前項各号

		第39条
付則第6条第1項の表第1項第2号イの項	3,900円 6,900円 10,800円	3,100円 5,500円 7,200円
付則第6条第1項の表第2号イの項	3,800円 5,000円	3,000円 4,000円
付則第6条第1項の表第2項の項	付則第6条第1項	同条の規定により読み替えて適用される付則第6条第1項
	前項各号	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される前項各号